

平成29年12月5日

大山町議会議員 杉谷 洋一 様

議席番号 8 番 大山町議会議員 大森 正治



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

(質問予定時間 60 分)

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
1. 新規事業の政策決定はどのような基準で行われるか 新規事業の起因するものとして、町民の要望、町長の選挙公約、国や県からの事業、議員（議会）からの提案、各課からの提案などがあると考えます。 そのなかでも、町民からの要望は多岐にわたって多くの要望があると推察する。町長に陳情される場合もあるだろうし、各担当課へ直接要望される場合もあると思う。その内容は、民生、土木、産業、教育など多方面にわたっているだろうが、特に、建設課関係は多数の要望が出されていると聞く。 これら住民の要望は、少しでも自分たちの暮らしや地域の生活環境を改善しようという熱意のもとに提出されている。その具体的な例として、町道今在家・別所線の阿弥陀川に架かる通称蔵岡渡しの潜水橋を永久橋にしてほしいとの要望がある。この要望は 50 年近くも以前から行われているにもかかわらず、いまだ実現していない。 そこで、次の点について伺う。 (1) 町民要望、町長選挙公約など、新規事業の政策決定に当たっては優先順位があるか。あるならば、どんな順位か。 (2) 町民からの要望は、今年度、何件提出されているか（課ごとに提示を）。 (3) 町民からの要望に応えるために優先度を決める基準はあるのか。あるとすればどんな基準か。 (4) 通称蔵岡渡し潜水橋の現状についてどう認識しているか。 (5) この潜水橋を永久橋にできなかった理由は何か。また、実現させる意思はあるのか。	町長 教育長



(注) 的確な答弁がえられるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育長、農業委員長、選挙管理委員長、監査委員等とする。

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
2. 就学援助の入学準備金を前年度支給に 9月定例議会で準要保護家庭への入学準備金の前年度支給について質問した。それに対する答弁は、細部の課題があるので実施のやり方について近隣町村の状況を見ながら前向きに検討していくという主旨だった。 しかし、12月議会の一般会計補正予算にはこれに該当する項目がない。ということ、今年度内の支給は不可能と考える。 そこで、次の点について伺う。 (1) 今議会の補正予算に上程しなかった（できなかった）理由は何か。 (2) 文科省の通知で小・中学生の入学準備金が前年度内に支給することができるようになったことについての認識と、これへの今後の対応について問う。	教育長
3. デマンドバス、スクールバスの利便性を高めるために デマンドバスはその運行が始まって5年以上が経過し、交通弱者の移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図ってきているが、さらに利便性を高めるよう改善に努め、利用者のニーズに応じていく必要がある。 スクールバスは小・中学校児童生徒の登下校に運行されるものだが、規則の範囲内でそれ以外にも児童生徒の利便性を図る必要があると考える。 そこで、次の点について伺う。 (1) デマンドバスについて…①乗降場所は利用頻度が高い人や歩行が困難な利用者の自宅前か近くに設置できないか。 ②町が定めている目的地に各集落の公民館や集会所を加えることができないか。 ③目的地発の時刻を増やすことができないか。 (2) スクールバスについて…①夏休みに水泳練習や図書室利用などで登下校する場合にも運行することはできないか。	町長 教育長

(注) 的確な答弁がえられるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育長、農業委員長、選挙管理委員長、監査委員等とする。